

生涯教育の認定手数料

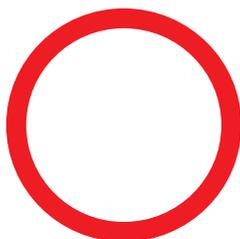


当社は県〇〇科医会と共催で自社医薬品の講演会を企画しています。本講演会を日本〇〇科学会の生涯教育認定講座とする際、学会は県〇〇科医会に認定手数料1万円を請求します。

県〇〇科医会に代わり当社がこの認定手数料を負担することは問題ないでしょうか。



回答



負担することができます。

生涯教育認定講座としての「認定手数料」は学会等の認定組織と県〇〇科医会等の被認定組織との間で発生する経費であり、これを製造販売業者が負担したとしても、医療担当者個人の利益となるものではありません。

ただし、「認定手数料」は通常1万円程度であると考えられます。

<参考>単位認定に関する「手数料等」とは

医療関係団体である認定組織（日本医師会、日本薬剤師会、日本〇〇学会、日本〇〇認定機構など）が、被認定組織（県医師会、県薬剤師会、県〇〇医会など）に対して、生涯教育認定講座等として認定されるために請求する費用。

（名目は手数料、審査費、事務経費など）